

イシズム株式会社 介護職員初任者研修 学則

1	事業者の名称・所在地	イシズム株式会社 三重県四日市市高角町2605番地
2	事業の目的	昨今の高齢化社会において、介護福祉分野の人材不足は依然として深刻な課題である。介護福祉の分野を目指す人材を増やし、良い人材を養成することにより、地域社会への貢献を実現していくことを目的とする。
3	研修事業の名称及び実施課程及び形式	名称: 介護職員初任者研修「まる」 実施課程: 介護職員初任者研修課程 形式: 通信形式
4	年度事業計画	平成28年5月7日(土)～平成28年7月30日(土) 研修は土曜日コース(週1回、実施期間は3か月程度)とする
5	受講対象者	16歳以上で介護に関心があり、福祉・介護の就業を希望している方
6	研修参加費用	66,995円 内訳・・・受講料: 60,000円 テキスト代: 6,995円 筆記試験・通信教育添削手数料: 不要
7	使用教材	一般社団法人 長寿社会開発センター 介護職員初任者研修テキスト及びDVD
8	研修カリキュラム	別紙 研修カリキュラム表(介護職員初任者研修課程)を参照
9	講義・演習室として使用する会場の名称、所在地	講義: イシズム株式会社: 本社研修室 (三重県四日市市高角町2605番地) 演習室: 同上
10	科目ごとの担当講師一覧	別紙 講師一覧表を参照
11	実習施設一覧	実習は実施しない
12	募集手続及び本人確認の方法	①募集手続 受講希望者は、所定の申込書を下記住所もしくは下記ホームページにて入手し、必要事項を記入の上、下記住所へ郵送もしくは持参にて申し込みを行うものとする。 ※定員19名に達し次第、募集締切 【申込先】〒512-0923 三重県四日市市高角町2605番地 介護職員初任者課程養成講座事務局 http://www.isism.jp ②本人確認の方法 受講申し込み時に、本人であることを確認できる運転免許証、健康保険証などで行うものとする。
13	科目の免除	三重県介護職員初任者研修実施要領の規定に従って科目免除を行う。 (免除要件の確認書類の提出必須) 免除希望教科の受講は不要であるが、受講料の減免はないものとする。

14	通信方式の実施方法	①学習方法 自宅学習課題を提出期限までに提出することとする。ただし、合格点に達しない場合は、合格点に達するまで再提出をすることとする。
		②評価方法 自宅学習課題については、課題の理解度及び記述の的確性に応じ、担当講師が採点を行い、70点以上を合格とする。
		③個別学習への対応方法 受講生の質問については、下記FAXもしくはメールにて受け付け、担当講師が確認し、回答を記入後、受講生へFAXまたは返信を行う。 FAX: 059-325-2355 メール: fourclover2104@gmail.com
15	研修終了の認定方法	修了の認定は、カリキュラムをすべて履修し、修了試験にて修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。 ※修了試験の合格基準は70点以上とする
		【不合格になったときの取り扱い】 ・結果発表後、後日補習の上、再評価を行う。なお、再評価に係る合格基準は70点以上とする。 ・再試験は最大2回まで実施する。なお、再試験の結果、不合格であった者には、さらに1時間の再補習の上、再評価を行う。 ※再補習料・・・3,000円(再試験料は不要)
16	研修出席者の扱い	理由のいかんにかかわらず、講義開始から10分以上遅刻した場合、欠席扱いとする。ただし、やむを得ず欠席する場合には、事前に必ず「欠席届」を提出するものとする。
17	補講の取扱い	原則、個別対応で実施する。研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を終了したものとみなす。
		ただし、補講にかかる授業料については、受講者負担とする。 個別対応補講費用: 1時間あたり3,000円(税込) 添削・指導費用: 1項目につき3,000円(税込)
18	受講の取消	次の項目に該当する者は、受講を取り消すことができる。 ・学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者 ・就職意欲が欠ける者 ・講師または事務局の指示に従わない者 ・研修の秩序を乱す者 ・その他受講者として遵守すべき事項から著しく逸脱した者
19	修了証明書の交付	修了を認定された者は、三重県介護職員初任者研修事業者指定要綱第12条に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。
20	修了者の管理	修了者の管理については、次の通り行う。 ・修了者を修了者台帳に記載し、三重県が指定した様式に基づき三重県知事に報告する。 ・修了証明書の紛失があった場合、修了者の申し出により再発行する。 再発行手数料: 1,000円(税込)
21	情報開示するホームページアドレス	三重県介護初任者研修事業者指定要綱第18条に規定する。情報の公表に基づき、下記ホームページアドレスにて開示する。 http://www.isism.jp

22	研修事業執行担当部署	本研修事業は、当法人、介護職員初任者課程養成講座事務局が執行する。
23	その他研修実施に係る留意事項	<p>①研修に関して、下記の苦情等の窓口を設け、研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には、迅速に対応する。 介護職員初任者課程養成講座事務局 TEL:059-325-2351 FAX:059-325-2355</p> <p>②本事業により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。</p> <p>③受講者などが実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。</p>